

再 公 示

次のとおり公募を行います。

令和 7 年 4 月 14 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 小林 雅彦

1. 公募の趣旨

本業務は、原子力規制委員会委員長及び委員、並びに原子力規制庁職員の業務に伴う通訳業務について、原子力安全・規制に係る専門的知識を持つ通訳者を選定し、業務に当たらせるものである。本業務を実施することを希望する者のうち、下記の応募要件を満たした者との間に随意契約を締結することを目的として、公募を実施する。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和7年度通訳業務

(2) 業務内容等

別添仕様書のとおり

(3) 業務実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ④ 令和07・08・09年度環境省競争参加資格「役務の提供等」の「翻訳、通訳、速記」において、申込書類の提出期限までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者であること。

⑤ 公募要領で示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 以下の全ての条件を満たし、かつ②の(ア)～(ウ)の全てを満たした通訳者を2名以上手配することが可能であること。

① 手法及び体制

(ア) 緊急の交渉が発生した場合、速やかに、1名又は複数名の高品質な通訳者を提供するための手法を有していること。

(イ) 要機密情報及び個人情報の取り扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていること。

② 通訳実務

(ア) 原子力安全・規制（IAEA（原子力関連条約締約国会合を含む）、OECD／NEA、G7等）に係る行政機関の長等が参加するハイレベルの国際会議又は二国間協議に係る英語の逐次通訳実績が2020年以降にあること。

(イ) 原子力安全・規制（IAEA（原子力関連条約締約国会合を含む）、OECD／NEA、G7等）に係る行政機関の長等が参加するハイレベルの国際会議又は二国間協議に係る英語の同時通訳実績が2020年以降にあること。

(ウ) ②(ア)及び(イ)の実績が合計3件以上あること。

4. 公募要領の交付

(1) 交付場所

原子力規制委員会ホームページの「調達情報」から「物品・役務」>「企画競争・公募等」より必要な件名を選択し、「公示」の下段に公募要領のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

URL: <https://www.nra.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/index.html>

<https://www.nra.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/index.html#kikakukyousou>

(2) 問い合わせ先

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル5階

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課国際室

TEL: 03-5114-2107

5. 説明会の日時及び場所

開催しない。

6. 申込書類の提出期限等

- (1) 提出期限:令和7年4月21日(火) 12時00分
- (2) 提出先:4(2)に同じ。
- (3) 提出方法:詳細は公募要領による。
- (4) 申込書類の書式:公募要領に定める様式により作成すること。

7. 審査の実施

- (1) 審査は、申込書類の提出のあった者に対して、「令和7年度通訳業務の申込書審査について」(別添3)に基づき行う。
- (2) 提出期限までに提出された申込書類については、原子力規制委員会において応募要件を満たすかどうかについて審査を行うこととし、審査結果は後日通知する。
- (3) 審査に当たっては、記載内容について提出者に問い合わせることがあるので、申込書類提出後、審査結果を通知するまでは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないこととなるため、当該要件を満たさないと判定することがある。
- (4) 審査基準をすべて満たしていた場合にのみ、見積書(1日及び半日の通訳料)の提出を求め、かつ、原子力規制委員会作成の予定価格の範囲内の経費を提出した全ての者を契約候補者とする。

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
4(2)に同じ。
- (3) 全ての契約候補者と契約を締結する。
- (4) 発注に当たっては、単価が最も安価な事業者から優先的に発注が行われることに留意すること。
- (5) 本公示に記載がない事項は、公募要領によることとする。